

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

○建築物省エネ法第12条第1項及び第13条第2項（新規）

区分		床面積 ^{*1}	手数料
法第35条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合で、法第34条第3項に規定する他の建築物		300㎡～1,000㎡未満	17,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	80,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	126,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	158,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	198,000円
		50,000㎡以上	237,000円
モデル建物法	工場等 ^{*2} 以外	300㎡～1,000㎡未満	109,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	144,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	233,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	303,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	365,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	428,000円
		50,000㎡以上	491,000円
	工場等	300㎡～1,000㎡未満	27,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	38,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	94,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	141,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	175,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	217,000円
		50,000㎡以上	259,000円
モデル建物法以外	工場等以外	300㎡～1,000㎡未満	280,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	362,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	516,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	636,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	751,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	857,000円
		50,000㎡以上	963,000円
	工場等	300㎡～1,000㎡未満	31,000円
		1,000㎡～2,000㎡未満	43,000円
		2,000㎡～5,000㎡未満	101,000円
		5,000㎡～10,000㎡未満	149,000円
		10,000㎡～25,000㎡未満	183,000円
		25,000㎡～50,000㎡未満	227,000円
		50,000㎡以上	270,000円

*1 床面積 建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積

*2 工場等 建築物の用途が次に示す用途であるもの

- ①工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの
 ②水産物の増殖場若しくは養殖場 ③倉庫 ④卸売市場

○建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項（変更）

区分		床面積 ^{*1}	手数料	
法第35条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合で、法第34条第3項に規定する他の建築物	増加床面積 ^{*2} なし	300㎡～1,000㎡未満	9,000円	
		1,000㎡～2,000㎡未満	14,000円	
		2,000㎡～5,000㎡未満	40,000円	
		5,000㎡～10,000㎡未満	63,000円	
		10,000㎡～25,000㎡未満	80,000円	
		25,000㎡～50,000㎡未満	99,000円	
		50,000㎡以上	119,000円	
	増加床面積 ^{*2} あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額		
		・増加床面積300㎡未満	+10,000円	
		・増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+17,000円	
		・増加床面積1,000㎡～2,000㎡未満	+27,000円	
		・増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+80,000円	
		・増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+126,000円	
		・増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+158,000円	
・増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+198,000円			
・増加床面積50,000㎡以上	+237,000円			
モデル建物法	工場等以外	300㎡～1,000㎡未満	57,000円	
		1,000㎡～2,000㎡未満	72,000円	
		2,000㎡～5,000㎡未満	117,000円	
		5,000㎡～10,000㎡未満	152,000円	
		10,000㎡～25,000㎡未満	183,000円	
		25,000㎡～50,000㎡未満	214,000円	
		50,000㎡以上	246,000円	
	増加床面積 ^{*3} あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額		
		・増加床面積300㎡未満	+86,000円	
		・増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+109,000円	
		・増加床面積300㎡～2,000㎡未満	+144,000円	
		・増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+233,000円	
		・増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+303,000円	
		・増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+365,000円	
・増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+428,000円			
・増加床面積50,000㎡以上	+491,000円			
工場等	増加床面積 ^{*3} なし	300㎡～1,000㎡未満	14,000円	
		1,000㎡～2,000㎡未満	19,000円	
		2,000㎡～5,000㎡未満	47,000円	
		5,000㎡～10,000㎡未満	71,000円	
		10,000㎡～25,000㎡未満	88,000円	
		25,000㎡～50,000㎡未満	109,000円	
		50,000㎡以上	130,000円	
	増加床面積 ^{*3} あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額		
		・増加床面積300㎡未満	+19,000円	
		・増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+27,000円	
		・増加床面積300㎡～2,000㎡未満	+38,000円	
		・増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+94,000円	
		・増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+141,000円	
		・増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+175,000円	
・増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+217,000円			
・増加床面積50,000㎡以上	+259,000円			

○建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項（変更）

区分		床面積 ^{*1}	手数料		
モデル建物法 以外	工場等以外	増加床面積 ^{*3} なし	300㎡～1,000㎡未満	141,000円	
			1,000㎡～2,000㎡未満	181,000円	
			2,000㎡～5,000㎡未満	258,000円	
			5,000㎡～10,000㎡未満	318,000円	
			10,000㎡～25,000㎡未満	376,000円	
			25,000㎡～50,000㎡未満	429,000円	
			50,000㎡以上	482,000円	
		増加床面積 ^{*3} あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額		
			・ 増加床面積300㎡未満	+224,000円	
			・ 増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+280,000円	
			・ 増加床面積300㎡～2,000㎡未満	+362,000円	
			・ 増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+516,000円	
			・ 増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+636,000円	
			・ 増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+751,000円	
工場等	増加床面積 ^{*3} なし	300㎡～1,000㎡未満	16,000円		
		1,000㎡～2,000㎡未満	22,000円		
		2,000㎡～5,000㎡未満	51,000円		
		5,000㎡～10,000㎡未満	75,000円		
		10,000㎡～25,000㎡未満	92,000円		
		25,000㎡～50,000㎡未満	114,000円		
		50,000㎡以上	135,000円		
	増加床面積 ^{*3} あり	上記手数料に増加床面積の審査手数料を加えた額			
		・ 増加床面積300㎡未満	+23,000円		
		・ 増加床面積300㎡～1,000㎡未満	+31,000円		
		・ 増加床面積300㎡～2,000㎡未満	+43,000円		
		・ 増加床面積2,000㎡～5,000㎡未満	+101,000円		
		・ 増加床面積5,000㎡～10,000㎡未満	+149,000円		
		・ 増加床面積10,000㎡～25,000㎡未満	+183,000円		
・ 増加床面積25,000㎡～50,000㎡未満	+227,000円				
・ 増加床面積50,000㎡以上	+270,000円				

- * 1 床面積：建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積
（既に適判を受けた非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。）
- * 2 増加床面積：他の建築物の非住宅部分床面積の増加する部分の床面積
- * 3 増加床面積：非住宅部分床面積の増加する部分の床面積

○建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明

軽微な変更に関する証明書の交付	建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項（変更）に定める額
-----------------	----------------------------------

建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請				
法第34条 第1項 (当初)	①	1戸建ての 住宅	性能基準又は 誘導仕様基準 による場合	200㎡未満	5,000円	3,000円				
				200㎡以上	5,000円	3,000円				
法第36条 第1項 (変更)	②	共同住宅、 長屋、1戸 建ての住宅 以外の住宅	性能基準又は 誘導仕様基準 による場合	300㎡未満	10,000円	5,000円				
				300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	11,000円				
				2,000㎡以上5,000㎡未満	45,000円	23,000円				
				5,000㎡以上	80,000円	40,000円				
建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 の認定の (変更) 申請	③	住宅以外	標準入力法、 主要室入力法 又はモデル建 物法による場 合	300㎡未満	10,000円	5,000円				
				300㎡～1,000㎡未満	17,000円	9,000円				
				1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円	14,000円				
				2,000㎡以上5,000㎡未満	80,000円	40,000円				
				5,000㎡以上10,000㎡未満	126,000円	63,000円				
				10,000㎡以上25,000㎡未満	158,000円	80,000円				
				25,000㎡以上50,000㎡未満	198,000円	99,000円				
				50,000㎡以上	237,000円	119,000円				
				上記以外	④	1戸建ての 住宅	性能基準によ る場合	200㎡未満	34,000円	18,000円
								200㎡以上	38,000円	20,000円
⑤	1戸建ての 住宅	誘導仕様基準 による場合	200㎡未満		18,000円	9,000円				
			200㎡以上		19,000円	10,000円				
⑥	共同住宅、 長屋、1戸 建ての住宅 以外の住宅	性能基準によ る場合	300㎡未満		68,000円	35,000円				
			300㎡以上2,000㎡未満		114,000円	57,000円				
			2,000㎡以上5,000㎡未満		193,000円	97,000円				
			5,000㎡以上		277,000円	139,000円				
⑦	共同住宅、 長屋、1戸 建ての住宅 以外の住宅	誘導仕様基準 による場合	300㎡未満	33,000円	17,000円					
			300㎡以上2,000㎡未満	57,000円	29,000円					
			2,000㎡以上5,000㎡未満	102,000円	51,000円					
⑧	住宅以外	モデル建物法 による場合	5,000㎡以上	154,000円	78,000円					
			300㎡未満	86,000円	43,000円					
			300㎡～1,000㎡未満	109,000円	55,000円					
			1,000㎡～2,000㎡未満	144,000円	72,000円					
			2,000㎡以上5,000㎡未満	233,000円	117,000円					
			5,000㎡以上10,000㎡未満	303,000円	152,000円					
			10,000㎡以上25,000㎡未満	365,000円	183,000円					
25,000㎡以上50,000㎡未満	428,000円	214,000円								
⑨	住宅以外	標準入力法又 は主要室入力 法による場合	50,000㎡以上	491,000円	246,000円					
			300㎡未満	224,000円	112,000円					
			300㎡～1,000㎡未満	280,000円	141,000円					
			1,000㎡～2,000㎡未満	362,000円	181,000円					
			2,000㎡以上5,000㎡未満	516,000円	258,000円					
			5,000㎡以上10,000㎡未満	636,000円	318,000円					
			10,000㎡以上25,000㎡未満	751,000円	376,000円					
25,000㎡以上50,000㎡未満	857,000円	429,000円								
			50,000㎡以上	963,000円	482,000円					

- 法第29条第3項の複数建築物による申請を行う場合は、棟ごとに認定手数料を算出し全ての手数料を合算します。
- 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積に応じた手数料を合算します。
- 当該申請に建築確認申請を同時に提出する場合は、上記手数料に建築確認申請手数料を合算して申請することができます。
- 区分②、⑥、⑦の申請で誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。

建築物エネルギー消費性能基準適合認定手数料

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	手数料床面積の合計	当初申請	変更申請
法第41条 第1項	①	1戸建ての住宅	性能基準など ^{※1} による場合	200㎡未満	5,000円	
				200㎡以上	5,000円	
	②	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	性能基準など ^{※1} による場合	300㎡未満	10,000円	
				300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	
				2,000㎡以上5,000㎡未満	45,000円	
				5,000㎡以上	80,000円	
	③	住宅以外	標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法による場合	300㎡未満	10,000円	
				300㎡～1,000㎡未満	17,000円	
				1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円	
				2,000㎡以上5,000㎡未満	80,000円	
5,000㎡以上10,000㎡未満				126,000円		
10,000㎡以上25,000㎡未満				158,000円		
25,000㎡以上50,000㎡未満				198,000円		
50,000㎡以上	237,000円					
上記以外	④	1戸建ての住宅	性能基準による場合	200㎡未満	34,000円	
				200㎡以上	38,000円	
	⑤	1戸建ての住宅	モデル住宅法による場合	200㎡未満	18,000円	
				200㎡以上	19,000円	
	⑥	1戸建ての住宅	仕様基準による場合	200㎡未満	18,000円	
				200㎡以上	19,000円	
	⑦	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	性能基準による場合	300㎡未満	68,000円	
				300㎡以上2,000㎡未満	114,000円	
				2,000㎡以上5,000㎡未満	193,000円	
				5,000㎡以上	277,000円	
	⑧	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	フロア入力法による場合	300㎡未満	33,000円	
				300㎡以上2,000㎡未満	57,000円	
				2,000㎡以上5,000㎡未満	102,000円	
				5,000㎡以上	154,000円	
	⑨	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	仕様基準による場合	300㎡未満	33,000円	
				300㎡以上2,000㎡未満	57,000円	
				2,000㎡以上5,000㎡未満	102,000円	
				5,000㎡以上	154,000円	
⑩	住宅以外	モデル建物法による場合	300㎡未満	86,000円		
			300㎡～1,000㎡未満	109,000円		
			1,000㎡～2,000㎡未満	144,000円		
			2,000㎡以上5,000㎡未満	233,000円		
			5,000㎡以上10,000㎡未満	303,000円		
			10,000㎡以上25,000㎡未満	365,000円		
			25,000㎡以上50,000㎡未満	428,000円		
50,000㎡以上	491,000円					

⑪	住宅以外	標準入力法又は 主要室入力法に よる場合	300㎡未満	224,000円
			300㎡～1,000㎡未満	280,000円
			1,000㎡～2,000㎡未満	362,000円
			2,000㎡以上5,000㎡未満	516,000円
			5,000㎡以上10,000㎡未満	636,000円
			10,000㎡以上25,000㎡未満	751,000円
			25,000㎡以上50,000㎡未満	857,000円
			50,000㎡以上	963,000円

※1 性能基準など

一戸建て住宅の場合：性能基準・仕様基準・モデル住宅法

共同住宅、長屋、一戸建ての住宅以外の住宅の場合：性能基準・仕様基準・フロア入力法

〈手数料算定における注意事項〉

- 認定は棟ごとに行うことになるため、棟ごとに申請し又は手数料を算定します。
- 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積に応じた手数料を合算します。
- 区分②、⑦、⑧の申請で設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。
- 区分②（仕様基準：省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認した方法の場合のみ）及び⑨による申請の場合は当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。